



ロボットデリバリー協会
ROBOT DELIVERY ASSOCIATION

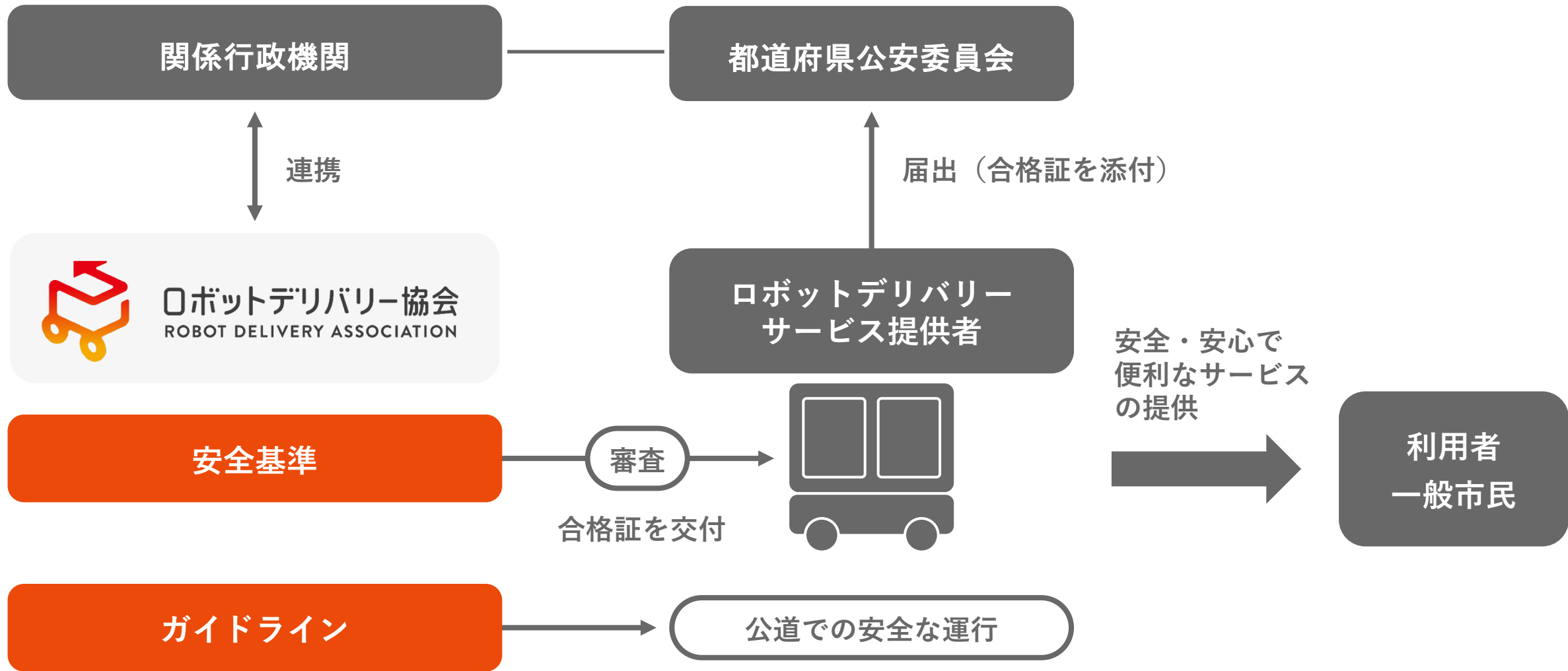
遠隔操作型小型車の安全基準適合審査について

2023年9月8日

一般社団法人ロボットデリバリー協会事務局

横山啓

遠隔操作型小型車の届出



(参考) 道路交通法施行規則

(遠隔操作による通行の届出)

第五条の四 略

2 略

3 略

一 略

二 略

三 略

四 遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下この号において単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であつて審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

五 略

遠隔操作型小型車の安全基準適合審査の概要

本会では、遠隔操作型小型車、遠隔操作装置、およびそれらを統合した遠隔操作型小型車システムの**安全基準に対する適合審査制度**を運用。

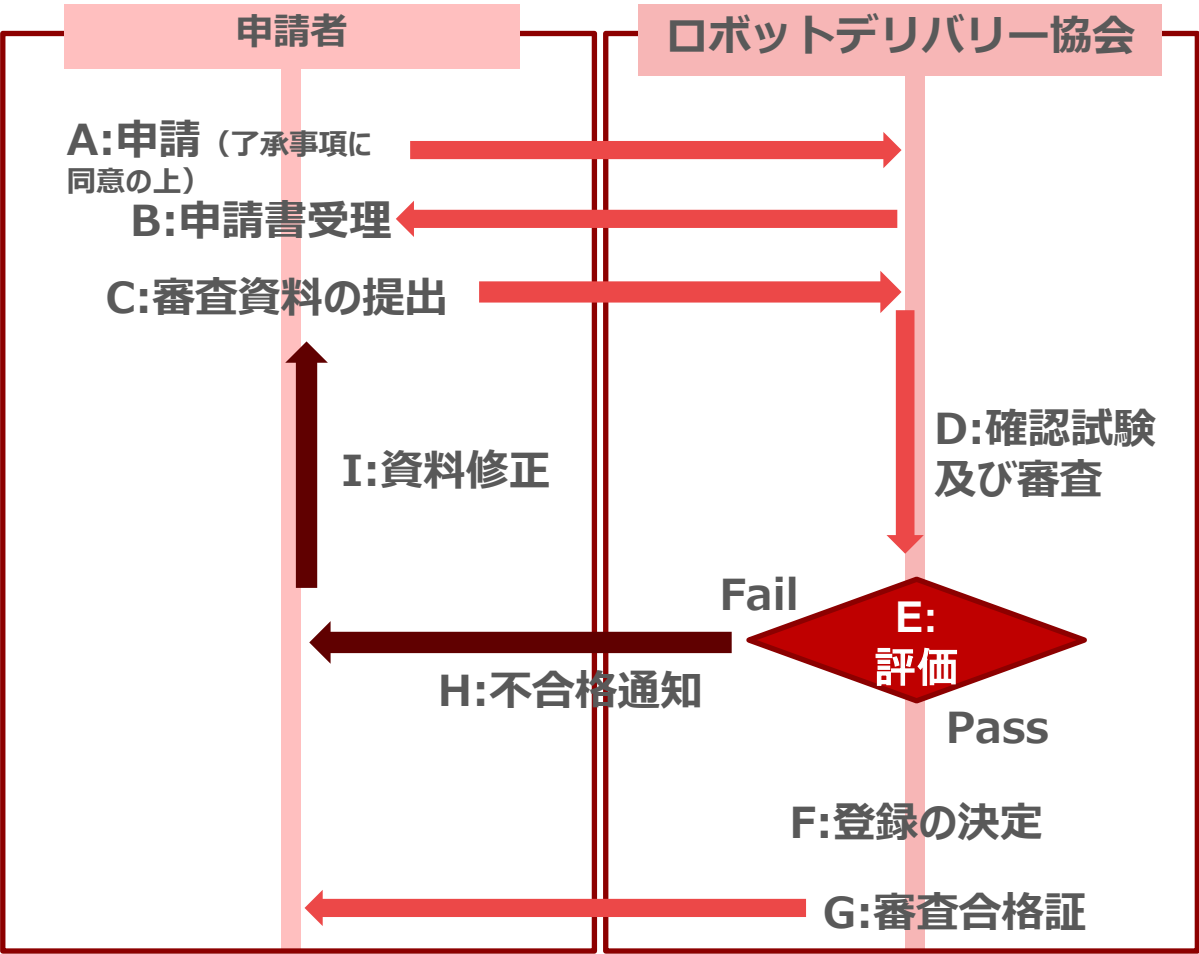
審査対象

- (1) 遠隔操作型小型車（ロボット本体）
- (2) 遠隔操作装置
- (3) これらを統合した遠隔操作型小型車システム

(留意点)

- 遠隔操作型小型車と遠隔操作装置は、それらが該当する型式に対して安全基準への適合審査を行います。機体と遠隔操作装置の組合せを変更する場合は、適合審査をしないする必要があります。
- 型式は、構成する部品やシステムが同じで、性能に差が無い一連のモデル群に対して適用します。大きさや部品配置などの違いだけであれば、同一型式としてみなします。
- 構成部品やシステムは同じであっても、適合審査の申請内容に対して、使用環境や運用形態を変える場合には、その差分について、追加の審査を受ける必要があります。

安全基準適合審査の流れ



A：申請者が、了承事項に同意の上、本会に対して申請書を提出

B：申請者の受理、見積のご提示

C：申請者が本会にシステムの仕様書、評価資料等を提出

D：本会において審査

※確認試験を試験場にて実施

E：本会の評価部門が審査し、安全基準への適合を評価

F：登録を決定

G：審査合格証を申請者へ交付

(Eで不合格の場合)

H：申請者へ不合格を通知

I：評価資料を修正